

働く若者を応援！ 家賃補助をスタートします

◎働く若者定住促進事業補助金 市の「一般住宅(単身向)」が対象

対象住宅 (平成31年4月～)

市の「一般住宅(単身向)」知覧地域のみ

- 水垂住宅(単身用)
家賃15,000円→補助7,000円(月額最大)
- 平屋敷住宅(単身用)
- 旧教職員徳原住宅(単身用)
家賃15,000円→補助7,000円(月額最大)
- ウッドタウン知覧住宅(単身用)
家賃17,000円→補助8,000円(月額最大)

対象者

以下の全てを満たす方

- 平成30年4月1日以降に新たに南九州市内外の事業所に勤務する方(勤務・雇用形態は問わず)
- 平成30年3月1日以降に新たに単身向住宅に入居する方で、入居時に満30歳未満の方
- 市税等の滞納がない方 ○暴力団員でない方
- 外国人の場合は、永住許可を受け、本市の住民基本台帳に登録している方

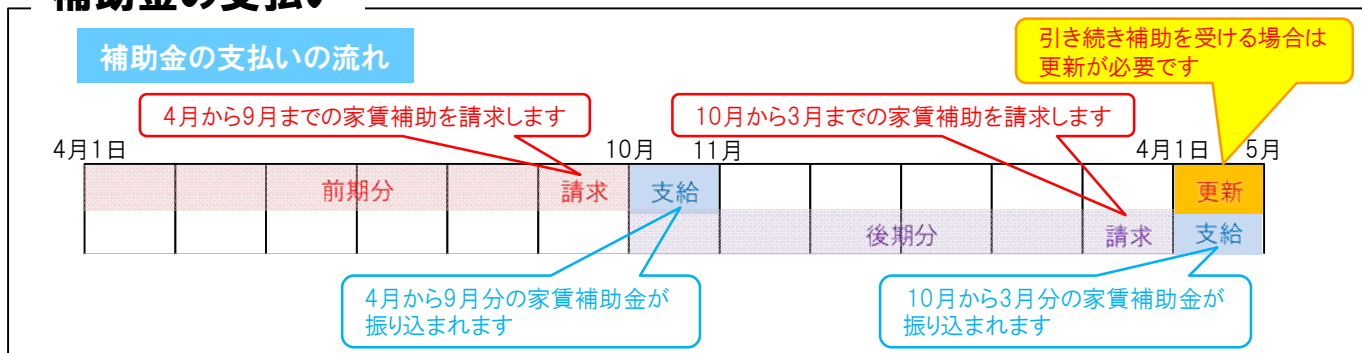
補助金額 及び 交付対象期間

家賃から住宅手当を控除した額 × 2分の1 (月額上限8,000円 × 最長36ヶ月)

※ 補助金の交付決定を受けた月を含め、最長36ヶ月が対象期間。計算後1,000円未満は切り捨て。

※ この補助制度は2018年4月1日～2024年3月31日の期間を対象に実施します。この期間内に補助金の交付決定を受けた方は、2024年3月31日を過ぎた後も含めて36ヶ月の補助を受けることができます。

補助金の支払い



手続きの流れ



注意事項

△転居：交付対象期間中に対象住宅以外に転居した場合、補助金交付は転居月の前月までです。

×離職：交付対象期間中に離職した場合、補助金交付は離職月の前月までです。再申請不可。

みな、みりよく！



南九州市

問い合わせ

南九州市役所 企画課 (知覧庁舎西別館2F)

TEL 0993-83-2511 E-Mail ijyu@city.minamikyushu.lg.jp

WEB <http://www.city.minamikyushu.lg.jp>